

第3回穴粟市就学前の教育・保育を推進する委員会次第

日 時 平成24年 5月10日(木)
午後7時30分～
場 所 穴粟市役所4階 会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項等

1) 協議・検討すべき課題の整理

- * 幼保一元化の必要性の再確認(第2回委員会確認事項)
- * 課題等協議をする上での共通認識事項
 - ・就学前教育・保育施設の法的な位置づけ等
 - ・今までの説明等の経緯

2) 今後の進め方

4. その他

5. 閉 会

子どもを取り巻く環境の現状と課題

幼稚園・保育所・認定こども園の法的位置付けと教育・保育の内容等

項 目	認定こども園	
根拠法令	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</p> <p>幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とし、認定こども園の設置において、学校教育法や児童福祉法の特例について規定している。</p>	
	<p style="text-align: center;">幼稚園</p> <p>学校教育法 第3章 幼稚園 第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">保育所</p> <p>児童福祉法 第3章 事業、養育里親及び施設 第39条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。 2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。</p>
教育・保育の内容	<p>【教育のねらい】 「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成</p>	
	<p>【幼稚園教育要領】</p> <p>「健康」 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。</p> <p>「人間関係」 他の人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育て、人とかかわる力を養う。</p> <p>「環境」 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</p> <p>「言葉」 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</p> <p>「表現」 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。</p>	<p>【保育所保育指針】</p> <p>「健康」 健康な心と体を育て、自ら健康で安心な生活を作り出す力を養う。</p> <p>「人間関係」 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。</p> <p>「環境」 周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</p> <p>「言葉」 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</p> <p>「表現」 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。</p>

項 目	認定こども園	
	幼稚園	保育所
設置主体	国、地方公共団体、学校法人 (特例:学校法人以外の社会福祉法人等)	地方公共団体、社会福祉法人 社会福祉法人以外の企業、学校法人等
1日の保育時間	4時間を標準	8時間を原則
職員配置基準	1学級(原則35人以下)ごとに、少なくとも専任の教諭1人 ※年齢毎に学級編成をし、発達年齢に応じた教育を実施	0歳児 概ね3人に1人(保育士) 満1、2歳児 // 6人に1人(//) 満3歳児 // 20人に1人(//) 満4歳以上児 // 30人に1人(//)

幼児教育・保育における行政の役割と現状

学校教育法第11条

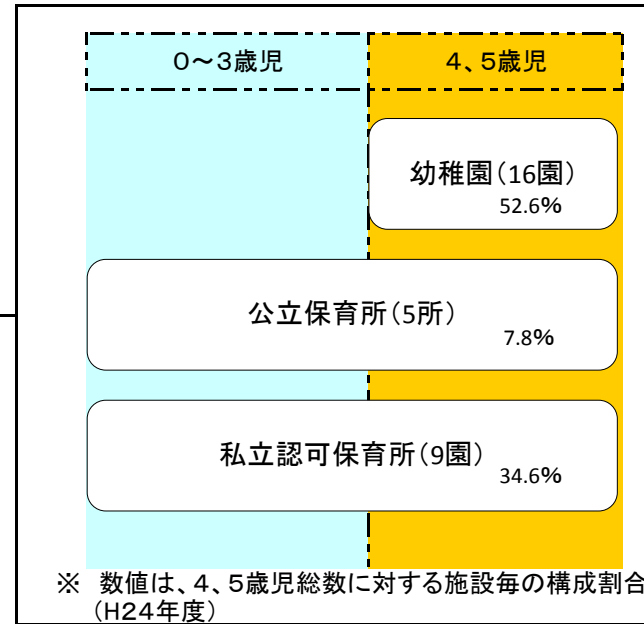
幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

児童福祉法第24条

市町村は(中略)、保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。

市の責任において
幼児教育・
保育を実施

宍粟市における現状

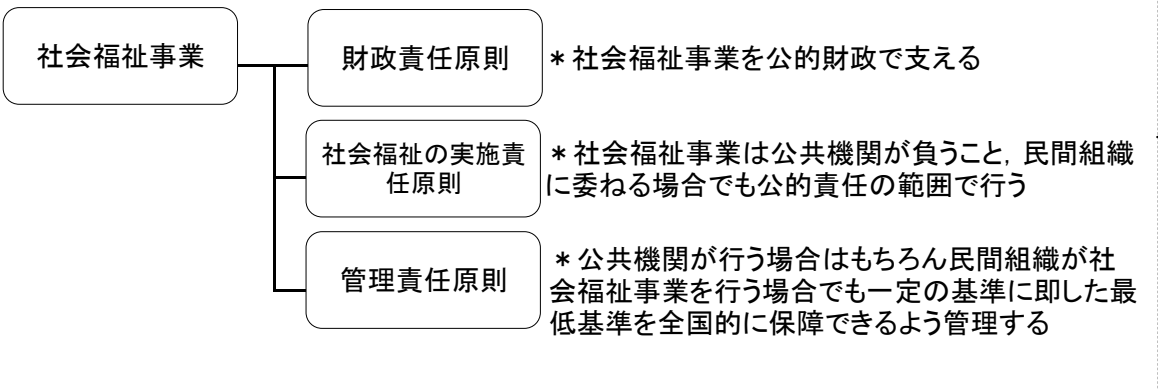


義務教育

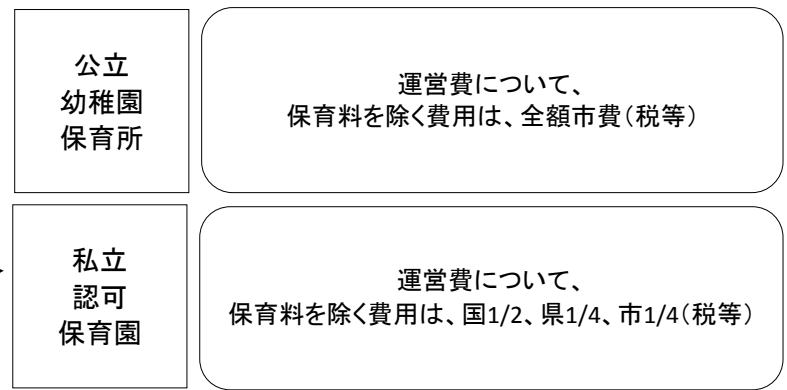
全児童数(4、5歳児)の、52.6%は幼稚園、42.4%は保育所、うち34.6%は私立の認可保育園で幼児教育を受け、義務教育へと繋げている

幼児教育・保育に係る県・市の関わり方

保育所の位置づけ



現行の市の関わり



現行の県の関わり

		設置認可・指導監督の主体
幼稚園	公立	都道府県教育委員会 ※市が設置の場合は、届出 【学校教育法第4条の2 等】
	私立	都道府県知事 【学校教育法第4条、私立学校法第8条 等】
保育所	公立	都道府県知事、指定都市長、中核市長 ※市が設置の場合は、届出 【児童福祉法第35条第2項、第3項 等】
	私立	都道府県知事、指定都市長、中核市長 【児童福祉法第35条第4項 等】

↓ 市の関わりの実際

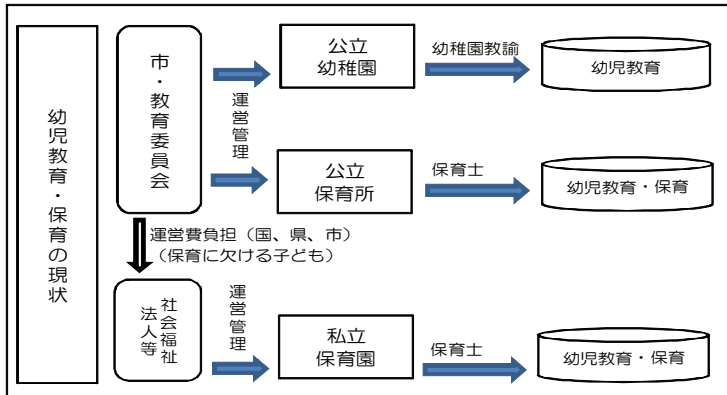
法的には、市は民間保育所に対して運営費負担金や補助金を交付していることから、地方自治法第199条第7項により財政援助団体の監査を行うことが出来る。
その監査において、法令や事業の目的に照らし合わせ、適正に執行されているかどうかを監査するものであるため教育・保育環境等の基準の範囲での関与と考える。

今まで、民間保育所の教育・保育の内容にまで関与してきた実績はない。

新たなしくみにおける幼児教育・保育の市の関わり(今まで提案してきた内容)

幼児教育・保育の新たなしくみ

現 状



【保護者負担(現行)】
幼稚園保育料・・・一律、一定額(H24年度 5,000円/月)
保育所保育料・・・所得に応じた額(11階層)

【社会福祉法人理事会の役割】

法人、施設の経営方針を立て、事業計画や予算等の法人の重要な方針決定、施設長の任免、その他重要な人事などを決定

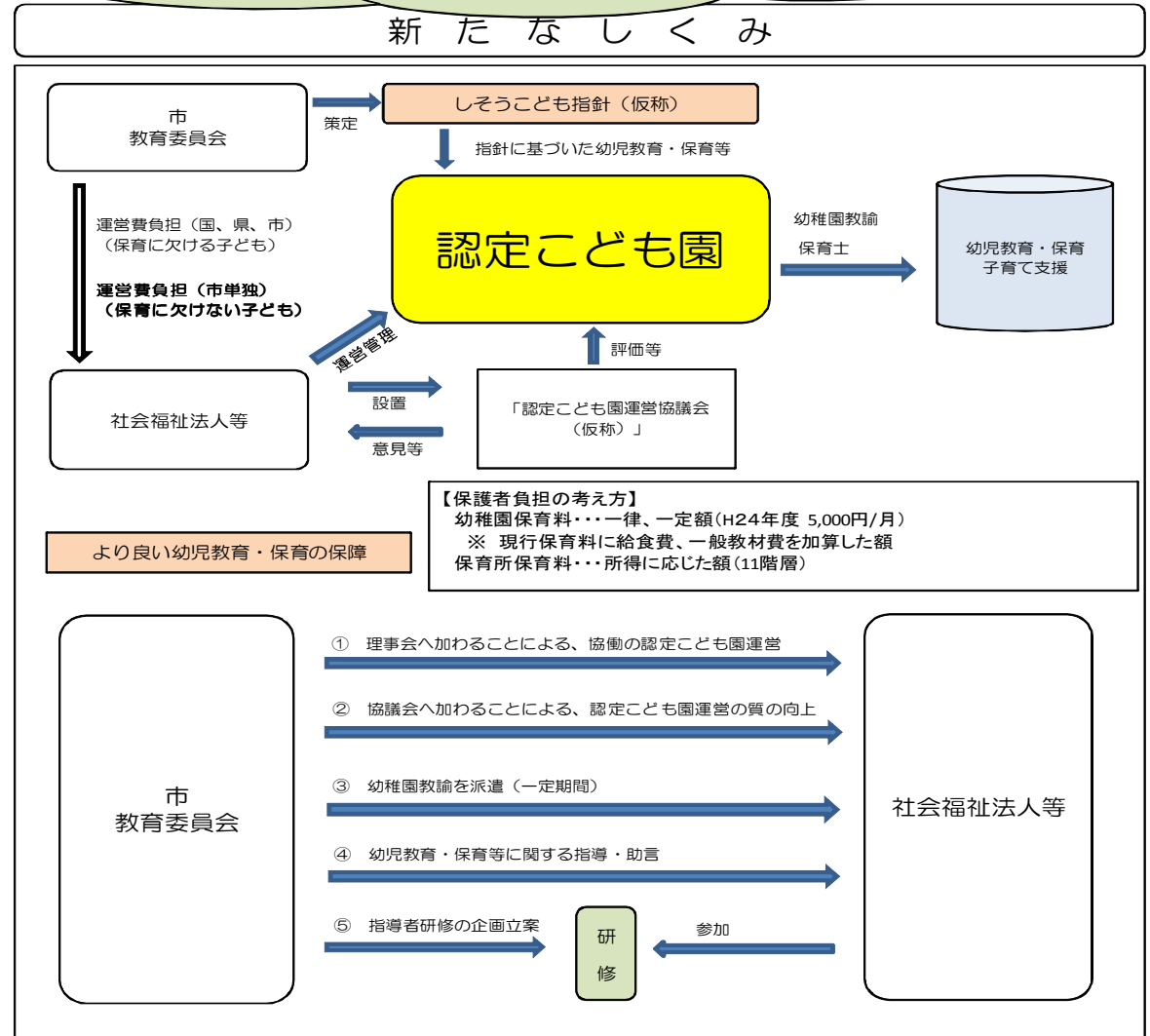
【認定こども園運営協議会(仮称)の役割】

幼児教育・保育のカリキュラムや子育て支援に関すること及び認定こども園運営(経営方針など)に関する項目等を協議し、円滑な認定こども園運営を推進する。

また、当協議会が認定こども園の運営に関して評価を行い、常に認定こども園運営の検証等を行う。

未来を担う子どもたちのために何がこれから必要なのか、これから、どのような経験をこども園で保障するのか、そのためにはどんなしくみが必要なのかを協議・検討する必要があります。

新たなしくみ



公立保育所・私立認可保育所の経費と市の負担（1人当たり）

（平成22年度決算、交付税データより）

= 運 営 費 =

★公立保育所	6所
	園児数 187人
運営経費	317,985千円
(1人当たり)	1,700,455円
財源	保育料 226,107円
	交付税 688,930円
	税 785,418円

メリット

- ・夕方までの保育が可能（延長保育なし）
- ・夏休み等がなく1年通しての保育

デメリット

- ・幼稚園に比べ保育料が高い
- ・市の負担が多い

★私立保育所	9園
	園児数 559人
運営経費	636,951千円
(1人当たり)	1,139,447円
財源	保育料 257,698円
	国 390,708円
	県 195,354円
	交付税 246,651円
	税 49,036円

メリット

- ・夕方までの保育が可能（延長保育あり）
- ・夏休み等がなく1年通しての保育
- ・市の負担が少ない

デメリット

- ・幼稚園に比べ保育料が高い